

新市建設計画の変更について説明します

合併特例債の発行期限をさらに5年間延長する法律の施行を受け、市では合併特例債を引き続き活用できる環境を整備するため、新市建設計画の計画期間を2023年度（平成35年度）まで延長する議案を平成30年12月市議会定例会に提案しましたが、賛成8、反対11で否決されました。

あらためて平成30年12月市議会定例会に提案した議案について説明します。

《平成30年12月議会で提案した議案》

議案第112号「新市建設計画の変更について」

- 計画期間を5年間延長する
- 計画期間延長に伴い、財政計画を変更

	変更前	変更後
計画期間	2019年（平成31年）3月31日まで	2024年（平成36年）3月31日まで （5年間延長）
財政計画	計画期間の財政計画を作成	計画期間の延長に伴い、財政計画を5年延長



Q. 平成30年12月議会でこの議案は、なぜ否決になったの？

A. 否決となったのは

- ①提案した議案と、昨年9月から島内10地区で開催しました市民説明会でお示した「建設事業基本案」が一体のものと考えられたこと
- ②この「建設事業基本案」には、施設の統合等による体育館の解体事業も複数入っていたことから、合併特例債の活用にはふさわしくない
- ③平成30年度末現在で、合併特例債の起債限度額まで残り約35億円あることから、その残額については市役所の新本庁舎の建設に充当すべきなどいくつかの理由によるものと推察されます。

Q. 市民説明会で示した「2019年度（平成31年度）～2023年度（平成35年度）の建設事業基本案」とは、どのようなものだったの？

- A. 有利な財源である合併特例債を活用し、アミューズメント佐渡の改修、両津病院の移転新築に伴う両津文化会館の解体、両津文化会館解体に伴う代替施設である佐渡島開発総合センター3階改修などの計画です。また、合併特例債以外の財源を活用して行う予定の両津病院の移転新築工事、ケーブルテレビ放送施設の一部リニューアル工事、現本庁舎の大規模改修（防災機能の充実）工事など、15施設の事業について5年間のスケジュール案も含めてお示しました。